

国立大学法人東京外国語大学多文化共生イノベーション研究育成フェローシップ規程

〔令和 3 年 3 月 23 日〕
規 則 第 28 号

改正 令和 4 年 2 月 22 日規則第 6 号 令和 5 年 3 月 16 日規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、東京外国語大学（以下「本学」という。）の大学院総合国際学研究所博士後期課程学生に対し、支給する東京外国語大学多文化共生イノベーション研究育成フェローシップ（以下「フェローシップ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 優れた研究能力を有する本学大学院総合国際学研究所博士後期課程学生に対し、フェローシップにより研究に専念するための財政的援助を行うとともに、研究能力を生かしたキャリア形成のための支援プログラム（以下「キャリア形成支援プログラム」という。）を提供することで、学生のキャリアパス構築の支援に資することを目的とする。

(フェローシップの支給、配分及び期間)

第 3 条 フェローシップは、生活費相当として支給する研究専念支援金及び研究費で構成する。

- 2 研究専念支援金を年額 1,800,000 円支給し、研究費を年額 200,000 円配分する。
- 3 フェローシップの支給期間は、入学日より連続した 3 年間を限度とする。

なお、4 月入学者が 10 月に採用された場合は、採用日より連続した 2 年 6 ヶ月の支給期間となる。

(運営委員会)

第 4 条 フェローシップの管理・運営等に関する重要な事項を審議するため、研究アドミニストレーション・オフィスの下に多文化共生イノベーション研究育成フェローシップ運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の事項を所掌する。
 - (1) フェローシップの管理・運営に関すること
 - (2) キャリア形成支援プログラムに関すること
 - (3) その他委員会において必要と認めたこと
- 3 運営委員会は、前項の事項について、研究アドミニストレーション・オフィス及び総合戦略会議に報告し、重要事項については、その承認を得るものとする。
- 4 運営委員会について必要な事項は、別に定める。

(審査委員会)

第5条 フェローシップ対象学生（以下「奨学生」という。）の選考等に関する重要な事項を審議するため、研究アドミニストレーション・オフィスの下に多文化共生イノベーション研究育成フェローシップ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) フェローシップ対象学生（以下「奨学生」という。）の選考に関すること
- (2) その他委員会において必要と認めたこと

3 審査委員会は、前項の事項について、研究アドミニストレーション・オフィス及び総合戦略会議に報告し、重要事項については、その承認を得るものとする。

4 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(申請要件)

第6条 奨学生の認定を受けることができる者は、本学大学院総合国際学研究科博士後期課程入学者、または在籍者とする。ただし、次の各号に掲げる条件のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 他の奨学金等（日本学術振興会特別研究員、国費外国人留学生、留学生で本国からの奨学金等）の支援を受けている者。ただし、財団法人等による研究助成金の受給はこの限りではない。
- (2) 本学や企業などから、生活費相当額として十分な水準で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ている者

(申請)

第7条 奨学生の認定を希望する者は、別に定める募集要項に基づき、学長に申請しなければならない。

(選考)

第8条 学長は、前項の申請を受け、研究アドミニストレーション・オフィスに奨学生として認定する候補者の選考を付託する。

2 研究アドミニストレーション・オフィスは、前項の結果を学長に報告するものとする。

(採用決定)

第9条 学長は、第8条第2項の選考結果を踏まえ、毎年度6人を上限に、奨学生を決定するものとする。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、フェローシップの受給期間に次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 別に定める研究計画書及び活動報告書の提出
- (2) キャリア形成支援プログラムへの参加

2 奨学生は、義務の履行に影響する事由が発生した際には、すみやかに報告しなければならない。また、休学を予定する際は、報告を必須とする。

(フェローシップの支給方法)

第11条 研究専念支援金は、年額の6分の1に相当する額を、奨学生の指定する口座に、2月ごとに1回振り込むものとする。

2 研究費は大学で経理し、本学規程に基づき取り扱うものとする。

(支給の停止及び再開)

第12条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、フェローシップの支給を停止することができる。

(1) 第10条に定める義務を履行しなかった場合

(2) 休学に伴いフェローシップの支給停止を希望する場合

2 前項により、フェローシップの支給を停止された奨学生が、その事由の解消が確認された場合は、速やかにフェローシップの支給を再開する。

(認定取消)

第13条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、研究アドミニストレーション・オフィスは、速やか学長に報告するものとする。

(1) 第6条各号に掲げる条件に該当することとなった場合

(2) 退学、転学又は除籍になった場合

(3) 懲戒処分を受けた場合

(4) 休学し、かつその後のフェローシップの受給を辞退する場合

(5) その他奨学生として適当でない事実があった場合

2 学長は、前項の報告に基づき、奨学生の認定を取り消すものとする。

3 学長は、前項の決定に基づき、既に支給したフェローシップの全部又は一部の金額の返還を求めることができる。

(庶務)

第14条 フェローシップに関する庶務は、関係各課の協力を得て、研究協力課において処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、フェローシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月23日から施行し、令和3年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年2月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月16日から施行する。